

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】
令和7年4月10日（木）より
銚子市役所からの複数の振込をまとめて振込みます

令和7年4月から、債権者様へ公金を支払う際の口座振込手数料が有料化されます。手数料の削減を図るため、同一債権者様に対する支払いを合算して支払う「名寄せ」を実施します。

なお、今回の手数料有料化に伴い、債権者様の手数料負担が新たに発生することはありません。

1 概要

本市システムにおいて債権者登録をしている債権者様の債権者登録番号を使用した口座振替払について、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合、まとめて振込みます。

2 対象条件

- (1) 支払日が同一であること
 - (2) 振込先の口座情報がすべて同一であること
 - (3) 銚子市会計管理者口座からの振込であること
- ※口座名義が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合、システム上番号登録をしていない場合は合算されません。
- ※病院事業・上下水道事業からの振込は対象外です。
- ※名寄せされた場合、通帳には「チョウシシカイケイカンリシ」（最大13文字）と記載されます（金融機関によって表示文字数は異なります）。

3 運用開始日

令和7年4月10日振込分から

ご不明な点等がありましたら銚子市役所会計課までお問合せください。
ご多用のところ大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

銚子市役所 会計課

TEL：0479-24-8198